

「アート&サイエンスフェスティバル2」企画運営業務企画提案公募仕様書

1 事業概要

(1) 事業名

「アート&サイエンスフェスティバル2」企画運営業務

(2) 業務の趣旨・目的

大阪・関西万博の閉幕後において、いわゆる万博ロスにより、万博体験の振り返り・再体験の機会を求める動きが活発化している。そこで、万博の再体験、記憶の再生を促すイベントとして、大阪万博の象徴である太陽の塔へのプロジェクションマッピング及び大阪・関西万博に関する映像コンテンツを上映し、両万博を同時に体験できるイベントを実施する。これにより大阪万博ファンのみならず、大阪・関西万博ファンの体験、記憶を呼び起こし、世代や参加経験の有無を問わず両万博の魅力を再体験できる機会を創出する。さらに、公園内で実施されている「イルミナイト万博」及び「ビフォー・アフター展」と同時期に開催することで相乗効果を創出し、万博記念公園のさらなる活性化を図る。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月 19 日（金曜日）まで

3 委託金額の上限額

29,364,000 円（消費税及び地方消費税含む）

4 委託業務概要

- (1) デジタルコンテンツ制作業務
- (2) イベント企画運営業務
- (3) 戦略的な広報業務
- (4) 効果検証の実施業務
- (5) 運営体制・全体スケジュール等作成業務

5 委託業務内容及び提案を求める内容

「アート&サイエンスフェスティバル2」企画運営業務について、大阪府と協議・調整を行いながら、以下(1)～(5)の企画運営業務を行う。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。

<提案に係る前提事項>

- 業務の趣旨・目的を正しく理解し、大阪万博、万博記念公園や大阪・関西万博に関する十分な理解・知識に基づいた、万博記念公園の活性化につながるイベント企画の提案をすること。
- 以下、(1)～(3)の企画運営業務にあたっては、大阪万博及び大阪・関西万博の記憶を呼び起こし、両万博の追体験や振り返りを行うことのできる内容とすること。それにより、「大阪万博ファンと、大阪・関西万博にロスを感じている人」を惹き付けるものとする他、両万博や万博記念公園に関心の低い層にも興味を引くようなものとする。
- 制作を含むイベントの実施にあたっては、別紙「貸与物品リスト」に記載されている大阪万博及び大阪・関西万博の資料を活用すること。
- 指定管理者が実施する「イルミナイト万博」及び「ビフォー・アフター展」と連携し、集客効果等において相乗効果を生むイベント企画を提案すること。
 - ・イルミナイト万博：
https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o070130/prs_51184.html(昨年度開催内容。今年度も同様の内容にて開催予定)
 - ・ビフォー・アフター展：<https://www.expo70-park.jp/event/74555/>(現在開催中)
- 会場の内外で、多くの人の注目を集め、参加してもらうための集客促進を行い、両万博や万博記念公園の魅力を発信すること。なお、イベントの目標参加者数は最低 **10,000** 人とする。
- 多言語字幕等、外国人旅行者をはじめとする様々な参加者が体験可能なものであること。
- プライバシーの侵害、差別的表現、誹謗中傷その他公序良俗に反する表現がないこと。

(1) デジタルコンテンツ制作業務

① 太陽の塔のプロジェクションマッピング映像制作業務

- 太陽の塔に放映するプロジェクションマッピングの映像を制作すること。
- 大阪万博と大阪・関西万博それぞれの代表的なコンテンツや、会場風景、モチーフなどを用いて記憶を呼び起こし、両万博の追体験や振り返りを行うことのできる内容とすること。併せて万博記念公園の魅力を発信することができるものとする。
- ※ただし、映像には、岡本太郎氏の素材の他、商業利用に該当する企業名、ロゴ等、及びミャクミャクやこみゃく等のキャラクターを使用しないこと。
- (2)②で実施する没入型プロジェクションマッピングイベントの周知、誘客を図ることができる内容を盛り込むこと。
- 映像は5分程度とする。
- 映像は太陽の塔で放映することを想定したサイズとすること。
- 制作した映像は本業務において実施するイベント等で使用する他、本業務終了後も大阪府が引き続き使用できるようにすること。
- 映像については、最終的に大阪府と協議の上、決定することとする。
- ※太陽の塔オフィシャルサイト(「太陽の塔とは」「岡本太郎について」「大阪万博について」な

ど)を熟読し、理念(過去・現在・未来を貫く根源的エネルギーや人類の進歩と調和という問いなど)を理解した上で映像を制作すること。

<https://taiyounotou-expo70.jp/>

②没入型プロジェクションマッピング映像制作業務

○室内プロジェクションマッピング映像を制作すること。

○契約締結後に大阪府が提供する大阪万博の会場風景を再現した約8分間の映像(大阪府が令和7年度に大阪・関西万博の会場にて実施したイベント『Back to EXPO'70』で使用した映像コンテンツ)を活用すること。大阪府が提供する映像は、大阪万博の代表的なコンテンツや、会場風景、モチーフなどを用いて記憶を呼び起こし、大阪万博の追体験や振り返りを行うことのできる内容である。さらに、本業務で新たに制作する映像を組み合わせ、大阪・関西万博の代表的なコンテンツや、会場風景、モチーフなどを用いて参加者の記憶を呼び起こし、大阪・関西万博の追体験や振り返りも行うことのできる内容とすること。

○大阪府が提供する映像は4面のプロジェクションマッピング映像であるが、本業務において作成する映像は必ずしも4面でなくとも構わない。ただし、正面以外の面においても、背景となる映像を放映するなど、没入感のある映像となるよう工夫を凝らすこと。

○大阪府が提供する映像(約8分間)はトリミング等編集を行っても構わない。

○大阪府が提供する映像は、映像に登場する大阪万博の一部のパビリオンの著作権元への連絡やクレジット表記が必要である(これを編集することなく活用した場合においても同様)。大阪府に著作権元の連絡先や表記について確認の上、必要な調整については、全て受注者にて行うこと。

○映像に合わせて効果的な音源を用意すること。なお、大阪府が提供する映像には音源が備えられている。

○映像の時間は、大阪府が提供する映像が約8分間であることを考慮し、参加者が両万博の追体験や振り返りを行うことに適した長さとする。

○映像はEXPO'70パビリオン多目的室で放映することに適したサイズとすること。

○制作した映像は本業務において実施するイベント等で使用する他、本業務終了後も大阪府が引き続き使用できるようにすること。

○制作にあたっては、ミャクミャクやこみゃくなどのキャラクターの使用についてガイドラインを確認すること。

○映像については、最終的に大阪府と協議の上、決定することとする。

(2) イベント企画運営業務

○イベントの実施に際して、効果的な実施方法を提案すること。

・参加者が両万博それぞれの追体験、振り返りを感じることができるよう演出の流れ、参加者の巻き込み方、雰囲気はどう高めていくかについて具体的に提案すること。

・太陽の塔及び EXPO'70 パビリオン多目的室の特徴を踏まえ、単なる映像投影にとどまらず、音響、照明、空間構成、ナレーション等との連動などプロジェクションマッピングをイベントの核として最大限に活用する方法を提案すること。

○イベントを円滑・安全に実施できる会場計画を提案すること。

○過去の実績等により、提案する手法が効果的かつ実現可能である根拠を示すこと。

①太陽の塔のプロジェクションマッピングイベントの実施

○実施期間については、令和8年 11 月 22 日、23 日、27 日、28 日、29 日、12 月 4 日、5 日、6 日、11 日、12 日、13 日、18 日、19 日、20 日、25 日、26 日、27 日、28 日、29 日、30 日の 20 日間とすること。

○本イベントは(1)①で制作したプロジェクションマッピング映像を太陽の塔に上映し実施すること。

○指定管理者において実施する太陽の塔のライトアップイベント「イルミナイト万博」と同時に開催することとし、実施時間は期間中 17:00～21:00 とする。なお、当日のプロジェクションマッピング及びライトアップのタイムスケジュール案は下記のとおりとする。

時間	内容
毎時 00 分～毎時 05 分	プロジェクションマッピング(本業務)
毎時 05 分～毎時 15 分	ライトアップ(指定管理者)
毎時 15 分～毎時 20 分	プロジェクションマッピング(本業務)
毎時 20 分～毎時 30 分	ライトアップ(指定管理者)
毎時 30 分～毎時 35 分	プロジェクションマッピング(本業務)
毎時 35 分～毎時 45 分	ライトアップ(指定管理者)
毎時 45 分～毎時 50 分	プロジェクションマッピング(本業務)
毎時 50 分～毎時 00 分	ライトアップ(指定管理者)

○イベントの実施に際して必要な設備機器等は受注者が準備するものとする。また、必要に応じて指定管理者と調整を行うこと。

○リハーサルの実施に関しては、別途指定管理者と調整を行うこと。(なお、令和8年 11 月 21 日のリハーサルの実施は不可)

○天候不良に伴う実施判断については、別途大阪府及び指定管理者と協議を行うものとする。
(太陽の塔概要)

概要	
施設名称	太陽の塔
サイズ	腕の長さ(片側)約 25m／基底部(根本)直径約 20m／高さ約 70m

②没入型プロジェクションマッピングイベントの実施

○実施期間については、令和8年11月22日（日曜日）から12月30日（水曜日）の期間に実施すること。(2)①で実施する太陽の塔のプロジェクションマッピングイベントの実施日には、②没入型プロジェクションマッピングイベントを実施することを必須とするが、それ以外の日程については任意の開催とするため、実施日について提案すること。

○本イベントは、万博記念公園 EXPO'70'パビリオン多目的室で開催するものとする。

○プロジェクションマッピングは、1日あたり複数回上映することとし、参加者は入替制とするなど、多くの方に鑑賞していただけるようなタイムスケジュールを提案すること。

<タイムスケジュールの例>

時間	内容
毎時 00 分～毎時 10 分	プロジェクションマッピング放映
毎時 10 分～毎時 15 分	入替
毎時 15 分～毎時 25 分	プロジェクションマッピング放映
毎時 25 分～毎時 30 分	入替
毎時 30 分～毎時 40 分	プロジェクションマッピング放映
毎時 40 分～毎時 45 分	入替
毎時 45 分～毎時 55 分	プロジェクションマッピング放映
毎時 55 分～毎時 00 分	入替

○大阪府が提供する大阪万博の会場風景を再現した約8分間の映像及び(1)②で制作した映像を用いた没入型プロジェクションマッピングイベントを実施すること。なお、府が提供する映像は EXPO'70 パビリオン多目的室で投影することを想定したサイズに調整を行っている。

○イベントの実施に際して必要な設備機器等は、映像コンテンツ利用ガイドライン（別途提供）を参照の上、受注者が準備するものとする。また、必要に応じて指定管理者と調整を行うこと。

なお、多目的室で常設している電源は最大2kW（100V、1回路 20A）である。

○参加者が着席した状態で鑑賞できるようにすること。（パイプ椅子 30 脚程度が収用可能。パイプ椅子は大阪府から貸与可能。）

○EXPO'70 パビリオン入口から多目的室、待機場所、出口などの参加者の動線については、大阪府と協議・確認を行うこと。

（EXPO'70 パビリオン 多目的室概要）

概要	
施設名称	EXPO'70 パビリオン 多目的室
サイズ	横 約 8.4m×奥行 約 7.2m×高さ 約 2.4m

○EXPO'70 パビリオン多目的室の天井及び壁は平面でない箇所があり、上映にあたっては、布を貼るなど工夫が必要である。

○EXPO'70 パビリオンの開館時間は、10 時～17 時であるが、17 時以降の開催については、費用の負担等を含め指定管理者と別途協議することができる。

※①及び②のイベント実施における留意事項

- 実施するイベント等は、提案内容をもとに、大阪府と協議・調整の上、決定すること。その際、内容の変更や追加等を求めることがある。
- 万博記念公園内にて、他イベントと実施日時が重なった場合、協議・調整しながら連携して進めていくこと。
- 「アート&サイエンスフェスティバル2」にかかる参加費については、原則無料とする。（ただし、万博記念公園の自然文化園・日本庭園の入園料、EXPO'70 パビリオンの常設展や特別展への入館料は別途必要。）
- 本業務に係る賠償責任・傷害保険（スタッフ含む）の選定及び契約を実施すること。
- 一般来園者からの問合せや、関係団体との調整先として、運営事務局を設置すること。
- 必要に応じて各種許認可申請、届出に係る業務を実施すること。また、会場の使用に係る手続き及び清算を実施すること。
- この他、本仕様書に定めのない事項についても大阪府からの指示があれば、柔軟に対応すること。

(3) 戦略的な広報業務

- 一般的に本イベントが連想でき、参加を促すイベント名を提案すること。
- 「大阪万博ファンと、大阪・関西万博ファン及びロスを感じている人」の目に留まる効果的な広報手法を提案すること。
- 万博や万博記念公園に関心の低い層を含め、興味を持っていただけるようなインパクトのある広報手法についても提案すること。
- 本業務にて行うイベントと、指定管理者において実施する「イルミナイト万博」や「ビフォー・アフター展」の双方に相乗効果を生む広報を提案すること。
- 万博や万博記念公園のブランディングや集客につながる効果的・効率的なプロモーションを提案すること。
- 広報の実施にあたっては、手法及び内容について最終的に大阪府と協議の上、決定するものとする。また、指定管理者において実施するイベントとの連携については、別途指定管理者と協議を行うこと。

※戦略的な広報業務における留意事項

○広報物の制作、配架・掲示

- ・グラフィックデザインの制作・編集をすること。
- ・イベント告知のための広報物として、チラシ・ポスターを、最低、各1種ずつ作成すること。
- ・チラシ・ポスターの掲示、配架先への配架依頼、送付先ラベル作成及び発送をすること。

○Web サイトの構築・運用

- ・「アート&サイエンスフェスティバル2」企画運営業務の開催に係る専用 **Web** サイトを構築し、イベント概要や展示物、会場風景等の情報発信を定期的に行うこと。
- ・本業務が終了し、検査合格後に **Web** サイトを削除すること。

○SNS の活用

- ・**Instagram**、**X** 等の **SNS** アカウントを制作し、運用すること。
- ・本業務が終了し、検査合格後に **Instagram**、**X** 等の **SNS** アカウントを削除すること。

(4) 効果検証の実施業務

- 最適なアンケートの手法について具体的に提案すること。なお、アンケートの内容は、大阪万博の関心度や万博記念公園の来園目的、イベントの満足度等が把握できるようなものとし、参加者のニーズを分析した上で、結果を踏まえて今後万博記念公園において行うべきイベントについての考察や提案を行うこと。また、アンケートの回収率を高める方法について提案すること。
- 委託業務内容の(3) 戦略的な広報業務で実施する広報活動の効果を適切に測定・検証するため、例えば **Web** サイトや **SNS** の閲覧数などについて、具体的かつ実現可能な成果指標(**KPI**)を設定するとともに、効果検証を行うためのデータ分析及び検証手法について具体的に提案すること。
- 上記の他、本事業全体を評価するための成果指標(**KPI**)を提案すること。また、成果指標の設定理由、目標水準の考え方、測定方法及び評価方法について具体的に示すこと。なお、参加者数については、大阪府が設定する参加者数の最低目標である **10,000** 人を上回るような参加者数の目標値を設定し、提案すること。また、イベント参加者の満足度についても目標値を設定し、提案すること。
- 参加者数の把握を行うこと。
- 効果検証のために、必要な情報収集については、業務実施前、実施中においても、必要に応じて実施するとともに、大阪府の求めに応じて報告すること。
- 令和 6 年度に実施した『2025 年大阪・関西万博と連携した万博記念公園魅力発信事業』におけるイベント運営(巡回展、アート&サイエンスフェスティバル)のアンケート結果等は契約締結後、大阪府から貸与可能であるため、参考にすること。
- 効果検証の実施業務の成果物として分かりやすく示した報告書を作成すること。

(5) 運営体制・全体スケジュール等作成業務

- 各会場の設営や運営、搬入搬出、運営体制等、本業務を実施するのに適切な計画とするとともに、無理のないスケジュールを提案すること。また、本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。
- 本件受注業務を運営するために、受注後、大阪府との協議を踏まえ、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、業務開始時まで大阪府に提出すること。
- 各会場の設営について

- ・イベントの実施に際しては、施設の特徴に応じた方法により上映を行うこと。
- ・参加者や関係者等の安全に配慮した、機材や電源等の調整・調達を行うこと。
- ・会場内外のイベントサインデザインの制作・設置を行うこと。
- ・会場での会場設営・撤去においては、適切な養生を行うこと。

○搬入搬出について

- ・イベントの実施にあたっては、指定管理者等と搬入搬出時間、機材等の設置・撤去に係る全ての調整を行うこと。
- ・会場設営・撤去、機材等の搬入・搬出、設置・撤収に係る業者（運搬事業者を含む）や会場との搬入車両、人員の出入など必要となる全ての事項の調整、実施をするとともに、これにかかる費用については、委託金額の範囲で受注者が支払うこと。

○各会場の運営について

- ・会場での参加者動線等については、別途大阪府と協議の上、確定するものとする。
- ・会場やイベント内容、予測される参加者を踏まえ、十分な人員を配置すること。
（入場整理、受付及び来場者安全確保等）
- ・（2）①太陽の塔のプロジェクションマッピングイベント実施時の警備員（2名程度）は受注者にて手配すること。
- ・（2）②没入型プロジェクションマッピングイベント実施時には、機器の調整等を行う者の他、誘導員（5名程度）を受注者にて手配すること。
- ・イベント概要等に係る参加者配布物の制作・セッティングを行うこと。
- ・会場スタッフが装着する統一デザインのスタッフ証を制作・配布すること。
- ・入退場に関連する諸業務を実施すること。
- ・会場等で発生した廃棄物の回収・処分をすること。
- ・会場等における報道対応については、大阪府と事前に協議・調整の上、取材要領の作成及び当日のプレス対応を行うこと。

○各イベント・展示ごとに運営マニュアルを作成すること。

- ・会場ごとの運営組織体制図（全体統括、入場受付、会場誘導・整理等の役割分担など）
- ・スケジュール表（会場設営・撤去、搬入搬出、会期中のタイムテーブル等、会場利用可能時間やスタッフの行動等が把握できるもの）
- ・各会場図（搬入・搬出口、参加者の動線、主催者の控室等に関する図面）
- ・スタッフ配置図
- ・進行フロー
- ・緊急時の対応体制について（地震・火災発生時、体調不良者・けが人発生時）

○イベントの企画運営等に関する経験や実績を有する構成員を含めた体制を提案すること。提案内容を実現できるように一連の業務に携わるプロデューサー（イベントに関する専門知識を有し、イベントの企画、構成、運営等を行う者をいう。）を必ず配置するとともに、ディレクターやスタッフを含めた専門スタッフのこれまでの実績、本業務での人数や役割分担を明確にすること。

- 過去の実績等により、提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠を示すこと。
- 万博記念公園の利用にあたっては、別紙2に留意すること。

※全体を通した留意事項

- 謝金、広報費用、その他イベントの開催に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で受注者が支払うこと。
- ・コンテンツの制作、イベントや広報の実施にあたり、著作権者等と交渉を行う際は、肖像権及び著作権に関する調整について受注者の責任において行うこと。また、その際、大阪府が管理運営するホームページや SNS での動画配信、写真掲載を行うことに同意を得ること。
- また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は委託金額の範囲で受注者が支払うこと。
- ・既に実施することを決定し、公表している自主事業や、国及び地方公共団体等から補助金等を受けて実施予定の事業と、本業務とを合体させて提案することは認めない。実施にあたっても同様とする。

6 業務報告

(1) 業務報告の実施

① 定例報告

受注者は本業務にかかる進捗状況を定期的に報告すること。なお、報告時期や方法等は大阪府からの指示に従うこと。

② 中間報告

受注者は下記の成果物(2)②～④について、大阪府が定める時期までに、ドラフトを提出することとする。なお、提出時期については、別途協議の上、決定するものとする。

(2) 成果物等の提出

業務終了後、令和9年3月 19 日(金曜日)までに、大阪府に完了届の他、以下の成果物等を提出すること。提出にあたっては、以下の①～④について、2部をファイルに綴って提出するとともに、電子データを格納した DVD もしくはその他媒体を提出すること。①～④の成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。なお、詳細は大阪府と協議の上、決定するものとする。

① デジタルコンテンツ制作物

- ・「(1) デジタルコンテンツ制作業務」で制作したコンテンツ素材を提出すること。
- ・デジタルコンテンツ制作物の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

② 効果検証、考察結果の取りまとめ

- ・「(4) 効果検証の実施業務」で行ったアンケート等のデータ、効果検証、考察結果を取りま

とめた報告書を提出すること。

③業務に関して作成した全ての成果物

・事業により作成したデータ（マニュアル、広報物、イベントの記録写真や映像）の全てを提出すること。

④報道実績報告書

・本業務が掲載された記事（著作権に留意）、Web や SNS で取り上げられた情報、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書を提出すること。

・なお、コピーや動画についても、電子データを格納した DVD もしくは其他媒体で提出すること。

7 委託業務の一般原則

- (1) 受注者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務実施上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 受注者は、受注業務の遂行上知り得た情報は、受注業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がける。
- (6) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。
- (7) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

8 経費の取扱い

- (1) 本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。
- (2) 委託経費については以下のとおりとする。

(ア) 対象経費

人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃借料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費を委託費として支出する。

(イ) 以下の経費は対象としない。

- ・契約期間外に使用した経費
- ・営利のみを目的とした経費

- ・委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
- ・親睦を深めるための交際経費やその他本業務と無関係と思われる経費

9 権利義務の帰属

(1) 成果物の帰属等

- ・本業務の実施により得られた成果物、情報等については、大阪府に帰属する。
- ・成果物は、委託業務終了後も大阪府において使用する。

(2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた全てのもの（原稿及び写真、データ等）の特許権、著作権その他の権利の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で利用できるものとする。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権、人格権を行使しない。
- ・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託先は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (5) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 10 年間保存しなければならない。
- (6) 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。
 ≪同特記事項第 8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置≫
 業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。受注者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (7) 受注者は、契約締結後、定期的に本業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は別途協議）。
- (8) 受注者は、業務が著しく遅滞した場合等は、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、

改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

(9) 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

(10) 受注業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。

(11) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。